

## キャッシュカード規定集【個人用】

・個人のお客さまの「キャッシュカード」に関連するお取引については、本規定集によりお取扱いいたします。

1. キャッシュカード利用規定【個人用】	……………	P 1
2. デビットカード取引規定	……………	P 5
3. Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定	……………	P 8
4. しんきん携帯電子マネーチャージサービス利用規定【Edy編】	…	P 1 0
5. ネット口座振替受付サービス利用規定	……………	P 1 5

北見信用金庫

(令和5年12月27日公表)

## キャッシュカード利用規定【個人用】

### 1. カードの利用

普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。）および貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- ② 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当金庫所定の取引をする場合

### 2. 預金機による預金の預入れ

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨（硬貨による預入機能を有する預金機の場合）に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座についてカードの発行の申込みがあった場合には、「現金自動預金支払機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「ご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

### 3. 支払機による預金の払戻し

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

- (4) 当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- (5) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額および第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額）をこえるときは、その払戻しはできません。

#### 4. 振込機による振込

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。

#### 5. 自動機利用手数料等

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

#### 6. 預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

- (1) 故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。
- (2) 故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前記第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。  
この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

#### 7. カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口へ提出された場合に行います。  
また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。

#### 8. カード・暗証番号の管理等

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

#### 9. 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。  
この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

## 10. 盗難カードによる払戻し等

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
  - ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
  - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
    - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
    - C 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

## 11. カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

## 12. カードの再発行

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

## 13. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。
- (2) 当金庫の窓口においてカードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

## 14. 解約カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ① 第15条に定める規定に違反した場合
  - ② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

## 15. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは、譲渡、質入れ、または第三者に利用させることはできません。

## 16. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫の総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

#### **17. 規定の変更**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(令和2年3月2日現在)

# デビットカード取引規定

## 第1章 デビットカード取引

### 1. 適用範囲

次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード〔当金庫がキャッシュカード規定にもとづき発行するキャッシュカード（以下「カード」といいます。）〕を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- ① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。））。但し、当該加盟店契約の定めにもとづき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。））。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めにもとづき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。））。但し、規約所定の組合契約の定めにもとづき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

### 2. 利用方法等

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
  - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
  - ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
  - ① 1日あたりのカードの利用金額（キャッシュカード規定による預金の払戻しを含みます。）が、当金庫が定めた範囲を超える場合
  - ② 当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (5) 当金庫がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

### 3. デビットカード取引契約等

- (1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落としによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。
- (2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
  - ① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落としの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落としの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
  - ② 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

#### 4. 預金の復元等

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当金庫に取消しの電文を送信し、当金庫が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当金庫所定の時刻以前に受信した場合に限り、当金庫は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえで加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

#### 5. 本サービスの停止および再開

- (1) 本サービスの利用の停止をする場合には、利用者が当金庫所定の手続きにより当金庫にお申し出ください。当金庫がこの申し出を受けたときには、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。なお、この申し出の前に生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
- (2) また、この申出の後、本サービスの利用を再開する場合には、当金庫所定の手続きにより当金庫に申し出てください。
- (3) 本サービスは、利用者がこの規定に違反した場合等、当金庫が停止を必要とする事由が認められた場合は、いつでも停止することができます。

#### 6. 読替規定

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるキャッシュカード規定の適用については、同規定第7条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第8条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第13条第1項中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

## 第2章 公金納付

### 1. 適用範囲

利用者が、次の各号のうちいずれかの者（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いを行うために、カードを提示した場合は、第1号においては規約所定の加盟機関銀行が、第2号においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとします。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（第2号においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額）を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- (1) 規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、当該公的加盟機関契約の定めにもとづき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。
- (2) 規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めにもとづき、当金庫のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。

### 2. 準用規定等

- (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章第2ないし6条を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引

債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。

- (2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

### **第3章 規定の変更**

#### **1. 規定の変更**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(令和6年2月1日現在)

# Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定

## 1. 適用範囲

当金庫と預金口座振替収納事務に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人（以下「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人（以下「収納受託法人」といいます。）の窓口に対して、当金庫がキャッシュカード規定（個人用）にもとづき発行するキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を提示して、後記3条第1項の預金口座振替の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）については、この規定により取扱います。

## 2. 利用方法等

- (1) 本サービスを利用するとき、預金者は、収納機関もしくは収納受託法人より金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「本人確認法」といいます。）に定める方法または当金庫と収納機関が合意したその他の方法に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを収納機関もしくは収納受託法人の窓口を設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
  - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ② 収納機関もしくは収納受託法人の窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、預金口座振替による支払いを受けることができないと収納機関が定めた商品または役務等に該当する場合
- (3) 次の場合には、本サービスにおいてカードを利用することはできません。
  - ① 当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
  - ③ 自らが本サービスの停止を申し出た場合
- (4) 当金庫が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
- (5) 本サービスを利用する際には、収納機関もしくは収納受託法人から、端末により印字された口座振替契約確認書を必ず受領し、申込の内容をご確認いただいたうえで大切に保管してください。

## 3. 預金口座振替契約等

- (1) 当金庫が、カードの電磁的記録によって端末機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したのものとして処理のうえ、入力された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認したときに、当金庫と預金者との間で、契約が解除されるまでの間、収納機関から当金庫に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引落しのうえ支払う旨の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立したものとします。

預金口座振替契約が成立した場合、当金庫は、普通預金規定（利息を付さない旨の約定のある普通預金の規定を含みます。）にかかわらず、預金者から預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく当該口座より請求書記載の金額を引落すことができるものとします。
- (2) 収納機関の指定する振替日（当日が当金庫の休業日にあたる場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による当座貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。

## 4. 預金口座振替契約の解約

- (1) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当金庫へ所定の手続きにより届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当金庫は預金者に通知することなく預金口座振替契約が終了したものととして取扱うことができるものとします。
- (2) 前記第3条第1項にかかわらず、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約を解約する場合には、預金者が本サービスの申込を行った収納機関もしくは収納受託法人より本人確認法に定める方法または当金庫と収納機関が合意したその他の方法に基づく本人確認等を受けたうえで、自らカードを端末機に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力して預金口座振替契約の解約依頼電文を送信してください。当金庫が当該解約依頼電文を受信した場合に限り、預金口座振替契約の解約が成立したものとします。なお、端末機から預金口座振替契約の解約依頼電文を送信できないときは預金口座振替契約の解約はできません。

(3) 前項において、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約の解約ができない場合には、届出の印鑑を持参のうえ当金庫本支店にて所定の預金口座振替契約の解約手続きを行ってください（カードによる解約依頼はできません。）。

(4) 解約手続を行う前に収納機関より送付された請求書は、前記第3条により預金口座振替契約が成立したのものとして取扱います。

#### **5. 本サービスを利用する機能を停止する場合**

(1) 本サービスを利用する機能は、当金庫所定の手続きにより当金庫本支店へ申し出ることにより停止することができます。当金庫がこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

(2) また、この申出の後、本サービスを利用する機能を再開する場合には、当金庫所定の手続きにより当金庫本支店へ申し出てください。

#### **6. カード・暗証番号の管理等**

(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに預金者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに前記第5条第1項に基づき本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。

(2) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

#### **7. 免責事項**

(1) 当金庫が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したのものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうちは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

ただし、この預金口座振替契約の受け付けが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任についてはこのかぎりではありません。

(2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫は一切の責任を負わないものとします。

#### **8. 規定の準用**

この規定の定めのない事項についてキャッシュカード規定に定めがある場合には、同規定により取扱います。

#### **9. 規定の変更等**

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(令和2年3月2日現在)

# しんきん携帯電子マネーチャージサービス利用規定【Edy編】

本規定は、当金庫が提供するしんきん携帯電子マネーチャージサービス<Edy>（以下「本サービス」といいます。）の利用について規定するものです。

本サービスの利用者（以下「お客様」といいます。）は、本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用することとします。

## 1. サービス内容

### (1) 本サービスの内容

本サービスは、お客様からの依頼に基づき、第5条に定めるEdyチャージその他これに関連するサービスを総称していいます。

### (2) 本サービスの取扱登録

お客様が本サービスを利用するにあたっては、あらかじめ株式会社しんきん情報システムセンター（以下「SSC」といいます。）が提供する本サービス専用アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を、第4条に定める利用端末にダウンロードのうえ、当金庫所定の方法により本サービスの取扱登録を行うものとします。

## 2. 利用対象者

本サービスを利用することができるお客様は、当金庫本支店に預金口座を開設している個人で、本規定に同意した方とします。

## 3. 利用対象口座

本サービスを利用することができる預金口座（以下「利用口座」といいます。）は、お客様自身の名義で、かつキャッシュカード発行済みの当金庫普通預金口座（総合口座取引の普通預金口座および利息を付さない旨の約定のある普通預金口座を含む）、貯蓄預金口座とします。

## 4. 利用対象端末

本サービスを利用することができる携帯電話その他機器（以下「利用端末」といいます。）は、お客様自身が正当な使用権限を有する端末で、「SSC」が定める適合機種とします。

## 5. Edyチャージ

### (1) 内容

Edyチャージとは、お客様の指定したEdy購入金額（以下「Edy購入金額」といいます。）を利用口座より引き落とし、Edy発行会社であるビットワレット株式会社（以下「ビットワレット」といいます。）に対して、「Edy購入金額」を振込むとともに振込取引が完了した旨を通知し、これに引き続いて、お客様が「ビットワレット」および他のEdy発行会社からEdyを受け取る一連の手続きを当金庫が提供するサービスをいいます。

### (2) 資金の引落とし

Edyチャージにおける「Edy購入金額」および第12条に定める当金庫所定の手数料（消費税等を含みます。）の引落としについては、利用口座に係る規定にかかわらず、通帳、払戻請求書またはキャッシュカードの提出なしに行います。

### (3) Edyチャージにおける振込

Edyチャージにおける振込取引では、Edyチャージの取引依頼の確定後、振込取引の訂正、取消および組み戻しは、できないものとします。

## 6. 取引通知

取引通知とは、お客様が本サービスの取扱登録、Edyチャージ、電子メールアドレスの変更、第8条に定めるパスワードの変更等を行った場合に、お客様が指定した電子メールアドレスに対して、取引結果を当金庫所定の方法により通知することをいいます。

なお、取引通知を含め、お客様が指定した電子メールアドレスに対する本サービスに関する連絡は、メール受信停止登録により停止することができるものとします。

## 7. 届出事項の変更

本サービスに係るお客様の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、メールの受信停止等の届出事項に変更が生じたときは、お客様は直ちに当金庫所定の方法にて当金庫に届出るものとします。

なお、電子メールアドレスの変更およびメール受信停止は、利用端末による依頼に基づき、その届出を受け付けます。

## 8. パスワード等

### (1) パスワードの登録

お客様は、本サービスの取扱登録時に、当金庫所定の登録情報として本サービスで利用する取引用パスワード（以下「パス

ワード」といいます。)を登録するものとします。

「パスワード」は、第9条に定める取引の依頼時その他当金庫が定めるときに必要となります。

なお、「パスワード」は当金庫所定の方法により変更することができるものとします。

## (2) 暗証番号

本サービスの取扱登録時、第9条に定める取引の依頼時その他当金庫が定める場合において、利用口座に係るキャッシュカード暗証番号(以下「暗証番号」といいます。)が必要となります。

## (3) パスワード等の管理

① 「パスワード」は、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。

なお、「パスワード」は、生年月日、電話番号、連続番号等他人に知られやすい番号の登録を避けるとともに、定期的に変更を行ってください。

② 「パスワード」について、偽造、変造、盗用もしくは不正利用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡するとともに「パスワード」の変更を行うものとします。

③ 本サービスの取扱登録時、Edy チャージ依頼時およびメール受信停止登録、メールアドレスの変更、パスワードの変更等の変更手続き時(以下「変更手続き」といいます。)に「パスワード」、暗証番号等、当金庫所定の情報を当金庫所定の回数連続して誤って入力した場合は、その時点でおお客様の「利用口座」または利用端末に対する本サービスの提供を、契約の有無等にかかわらず停止する場合があります。

「利用口座」に対して本サービスの提供を停止した場合は、同「利用口座」に対する他の契約による利用端末についても本サービスは利用できず、逆の場合も同様とします。

また、「利用口座」のキャッシュカードを利用した当金庫所定のサービスの提供を停止する場合があります。

お客様は、これらのサービス停止等につき、あらかじめ了承するものとし、この場合は、お客様は当金庫所定の手洗きにより、当金庫へ再開の依頼をするものとします。

## 9. 取引の依頼および取引内容の確定

### (1) 取引の依頼

本サービスの取扱登録、Edy チャージ依頼および変更手続きを行う場合は、お客様が当金庫所定の方法により暗証番号、「パスワード」その他当金庫所定の情報を、当金庫に正確に通知することとします。

お客様が当金庫へ通知した内容が、当金庫に登録されている内容と一致した場合には、当金庫はお客様本人の有効な意思に基づく真正な依頼内容による申込みであるものとして受け付けます。

### (2) 取引内容の確定

前項による依頼受付後、お客様はその受付内容を確認のうえ、正しい場合には当金庫所定の方法により確認した旨を当金庫に通知してください。

この通知が当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫がこれを受信した時点で、当該取引の内容が確定したものとし、当金庫は、当該取引の手続きを行います。

## 10. 取引の有効性

前条による取引の依頼を実施したうえで、当金庫が本サービスの取扱登録、Edy チャージ依頼および変更手続き等を受け、これらを実施した場合は、暗証番号や「パスワード」等につき不正使用、誤使用、その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして扱い、そのために生じた損害については、当金庫に責のある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

## 11. 利用条件

### (1) 取扱日時

本サービスの取扱日および取扱時間は、当金庫が別途定めるものとします。

### (2) 利用限度額

Edy チャージの1回あたりおよび1日あたりの取引単位、上限金額および下限金額は、当金庫が別途定めるものとします。

### (3) 利用回数

Edy チャージの1日あたりの利用回数は、当金庫が別途定めるものとします。

### (4) 利用条件の追加、変更

当金庫は、お客様に事前に通知し承諾を得ることなく本サービスの利用条件を追加、変更できるものとします。

## 12. 利用手数料

本サービスの利用にあたっては、当金庫は別途定める手数料(消費税等を含みます。)をお客様から徴求できるものとします。

また、当金庫は、お客様に事前に通知し承諾を得ることなく手数料を変更できるものとします。

なお、本サービスの利用に関する利用端末の利用料、通信料等は全てお客様の負担となります。

## 13. 契約関係

(1) Edy チャージ

- ① Edy チャージにおける振込取引と振込取引が完了した旨の「ビットワレット」への通知までの手続きに関しては、お客様と当金庫との契約となります。  
これ以降の手続きに関しては、お客様と「ビットワレット」との契約となります。
- ② Edy の購入は、お客様と「ビットワレット」との契約に基づいて行われるものであり、本サービスのご利用には、お客様が「ビットワレット」と Edy 購入に関する契約を締結していることが必要となります。

(2) 「アプリ」

- ① 「アプリ」を利用した本サービスの利用（利用端末の操作による各種情報の送受信の一切を含む）に関しては、お客様と当金庫との契約となります。
- ② 「アプリ」の使用自体は、お客様と「SSC」との契約によるものであり、本サービスのご利用には、お客様が「SSC」と「アプリ」に関する契約を締結していることが必要となります。

#### 14. 個人情報の取扱い

(1) 当金庫での利用

当金庫は本サービスの利用にあたり、お客様が当金庫に届出たお客様の氏名、生年月日、口座番号その他お客様に関する情報を以下の目的のために利用させていただきます。

- ① 本サービスの利用の受付、手続実施、振込実行、取引通知その他本サービス実施のため必要となる事項の実施のため。
- ② 本サービスに関するデータの管理、顧客管理のため。
- ③ ダイレクトメールの発送等、当金庫の金融商品やサービスに関するご提案のため。
- ④ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究、開発のため。
- ⑤ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。

(2) 個人情報の開示

当金庫は、本サービスに関するお客様の情報のうち、本サービスの実施および確認のために必要な情報について、適切な情報保護措置を図ったうえで、「ビットワレット」に開示できるものとします。

#### 15. 本サービスに関する責任

(1) Edy に関する責任

- ① Edy チャージの異常受付、残高相違その他の Edy の不具合、暇疵または Edy に関するサービスの遅延・利用不能等の問題については、当金庫は一切の責任を負いません。
- ② Edy 残高や利用履歴等の情報およびその表示について、当金庫は一切の責任を負いません。

(2) 「アプリ」に関する責任

- ① お客様が利用端末にダウンロードした「アプリ」については、当金庫は一切の責任を負いません。
- ② 「アプリ」の内容、動作に係る不具合が原因で利用端末に故障、事故等が発生し、または本サービスを正常に利用できない等の事由が生じたとしても、当金庫は一切の責任を負いません。

(3) 利用端末・通信機器等に関する責任

- ① 利用端末が正常に動作する環境については、お客様の責任において確保してください。  
利用端末が正常に動作することについて、当金庫は一切保証しません。
- ② お客様は、利用端末以外の携帯電話その他機器で本サービスを利用してはならないものとします。  
利用端末以外の端末で本サービスを利用した場合に生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
- ③ 通信機器、通信回線またはコンピューター等の事故、障害、不正事象等の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等が生じた場合、または本サービスに係るお客様の情報に誤謬、紛失、漏洩等が生じた場合、そのためにお客様に生じた損害については、当金庫に責のある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

(4) 本サービスに係る手続き上の責任

お客様による変更手続き、都合解約その他本サービスに関する変更・停止・終了等の届出・手続きは、お客様の責任において行うものとします。

これらの届出・手続きの実行、過怠または遅延によりお客様に生じた損害については、当金庫に責のある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

(5) 不可抗力

天災地変、事変等の不可抗力、官公庁、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等が生じた場合、そのためにお客様に生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

#### 16. 責任制限

本サービスに関連してお客様が被った損害について、当金庫が責任を負う場合であっても、それが当金庫の故意または重大な過

失による場合を除き、当金庫は、お客様に生じたいかなる派生的損害、付随的損害、間接損害および特別損害（営業利益の損失、事業の中断、情報の損失等による損害を含む。）についても、当金庫は責任を負わないものとします。

このことは、当金庫または当金庫の関係者がこうした損害発生の可能性について知らされていた場合にも同様とします。

## 17. 取引記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合は、本サービスに係る当金庫の電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

## 18. 連絡先

本サービスに関して取引依頼内容等をお客様に通知、照会、確認をする場合は、本サービスの取扱登録にてお客様が当金庫に届出た携帯電話番号・電子メールアドレスおよび利用口座開設時にお客様が届出た住所・電話番号等を連絡先とします。

なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知、照会、確認を発信、発送し、または書類を発信した場合は、連絡先の変更届出を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、これによって生じた損害については、当金庫に責のある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

また、当金庫の責によらない利用端末、通信機器、回線およびコンピューター等の障害により、延着または到着しなかった場合も同様とします。

ただし、メール受信停止登録を行っている場合、当該電子メールアドレスは、本サービスに関する連絡先としませんので、変更等の届出も不要となります。

## 19. 再委託

当金庫は、本サービスの全部または一部の業務（個人情報の取扱いを含む。）を第三者に委託できるものとします。

## 20. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、「利用口座」に係る普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定およびキャッシュカード規定等の各規定により取扱います。

## 21. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。
- (3) なお、本規定を変更した場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

## 22. 解約等

### (1) 都合解約

本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、相互に通知することによりいつでも解約することができるものとします。

なお、お客様からの解約の通知は、利用端末から当金庫所定の方法により行うものとし、本人確認は行いません。

また、当金庫は、お客様による本サービスの最終利用日から起算して 13 か月間本サービスの利用がなかった場合、お客様に通知することなく解約できるものとします。

### (2) 「利用口座」の解約

本サービスの「利用口座」が解約されたときは、本サービスの契約は解約されたものとみなします。

### (3) 「アプリ」の削除

「アプリ」が利用端末から削除されたときは、本サービスの契約は解約されたものとみなします。

### (4) サービスの利用停止

お客様が本規定または当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はお客様に事前に通知し承諾を得ることなく、いつでも本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

### (5) 解約後のサービスに係る責任

本サービスの解約後であっても、第 15 条および第 16 条の定めは有効に存続するものとします。

## 23. サービスの変更、中止

当金庫は、お客様に事前に通知し承諾を得ることなく本サービスを変更または中止できるものとし、店頭表示その他相当の方法で公表することによりお客様に告知いたします。

## 24. 譲渡、質入、貸与の禁止

本契約に基づくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡、質入、貸与等することができないものとします。

## 25. 準拠法、管轄

本規定の準拠法は日本法とします。

本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

## 26. 各種問合せ

### (1) Edyに関する問合せ

Edyの利用に係る「ビットワレット」との契約については、「ビットワレット」のホームページにてご確認ください。

Edy残高や履歴に不明な点がある場合や端末の故障や紛失、盗難時等におけるチャージ済みEdyの取扱いおよびEdy自体の取扱い全般に関しては、「ビットワレット」にお問合せください。

### (2) 本サービスに関する問合せ

Edyチャージ操作中に、通信状態等の理由により正しくEdyがチャージされなかった場合に、リトライしても正しくチャージできない場合等、本サービスの取扱いに関しては、当金庫所定の連絡先にお問合せください。

以 上

(令和2年3月2日現在)

# ネット口座振替受付サービス利用規定

ネット口座振替受付サービス利用規定（以下「本規定」といいます。）は、ネット口座振替受付サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用について規定するものです。

ネット口座振替受付サービスの利用者（以下「お客様」といいます。）は、本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

## 1. サービス内容

本サービスは、お客様が、当金庫所定の収納機関に対する諸料金等の支払いに関し、お客様の指定する預金口座（以下「対象口座」といいます。）を対象として、パーソナルコンピュータ、携帯電話その他の端末機（以下「端末機」といいます。）からインターネットを通じて預金口座振替契約の締結を申込みするサービスを行います。

## 2. 利用対象者

お客様は、本規定に同意した当金庫発行のキャッシュカードを保有している個人で、かつ次条に定める対象口座を保有する預金者本人に限ります。

## 3. 対象口座

本サービスにおいてお客様が対象口座として指定可能な預金口座は、お客様名義によるキャッシュカード発行済みの普通預金口座（総合口座取引の普通預金口座および利息を付さない旨の約定のある普通預金口座を含みます。）に限ります。

## 4. 利用対象端末機

本サービスを利用できる端末機は、お客様自身が正当な使用権限を有し、かつ当金庫所定のブラウザソフトを備えたものに限ります。

## 5. 利用時間

本サービスの利用時間は、当金庫所定の時間内とします。

なお、利用時間はお客様に対して事前に通知し承諾を得ることなく変更する場合があります。

## 6. 本人確認

お客様が本サービスを利用する場合は、対象口座のキャッシュカード暗証番号その他当金庫所定の情報を、当金庫所定の方法により、正確に当金庫へ通知するものとします。

お客様が当金庫へ通知した内容が、当金庫に登録されている内容と一致した場合は、当金庫はお客様本人の有効な意思に基づく真正な依頼内容による申込みであるものとして、第7条に定める契約締結の申込みを受け付けます。

## 7. 契約の締結

(1) お客様は、第6条に定めた本人確認手続きを経た後、当金庫所定の手続きにより、預金口座振替契約の締結を申込みものとします。

(2) お客様が前項の手続きを正確に行い、当金庫にて手続きが正確に行われたことが確認できた時点で、お客様と当金庫との間に預金口座振替契約が締結されたものとします。

なお、預金口座振替契約が締結された後に、申込み内容の取消、変更はできません。

(3) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、預金口座振替契約締結は成立しないものとします。この場合、当金庫は本サービス利用者に対して申込が不成立となった旨を通知しませんので、本サービス利用者自身の手で成否を確認するものとします。

① 対象口座につき差押えが行われている場合等、当金庫が預金口座振替契約を締結することを不適切と認めたとき。

② 災害や事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により本サービスの利用に係る通信または処理が正常におこなわれなかったとき。

③ お客様の利用する端末機や通信機器等または当金庫のコンピュータ等に障害が発生したことにより、本サービスの利用に係る通信または処理が正常に行われなかったとき。

(4) 預金口座振替契約が成立した場合、当金庫は、普通預金規定（利息を付さない旨の約定のある普通預金の規定を含みます。）にかかわらず、預金者から預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく対象口座より請求書記載の金額を引落すことができるものとします。

(5) 収納機関の指定する振替日（当日が当金庫の休業日にあたる場合は翌営業日）において請求書記載金額が対象口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による当座貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。

- (6) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当金庫へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当金庫は預金者に通知することなく預金口座振替契約が終了したもとして取扱うことができるものとします。
- (7) この預金口座振替について仮に紛議が生じても、当金庫の責のある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

## 8. 収納機関への通知

- 当金庫は、お客様との預金口座振替契約を締結した際に、収納機関に対して預金口座振替に係る情報を通知します。
- お客様は、当金庫がお客様との預金口座振替契約に係る情報を、収納機関に通知することについてあらかじめ同意するものとします。
- また、申込に関し、当金庫は収納機関に対して、お客様が当金庫の当座預金口座または普通預金口座を開設した際に本人確認を行ったことの情報を提供することがあります。

## 9. 預金口座振替の開始時期

収納機関による預金口座振替の開始時期は、収納機関における手続終了後とします。

## 10. 免責事項

- (1) 第6条に定める本人確認手続きが正常に完了した場合は、当金庫はお客様本人による本サービスの利用とみなし、端末機、暗証番号等について当金庫の責によらない偽造、変造、盗用、不正利用等の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫に責のある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。
- (2) 次の各号の事由により生じた損害については、当金庫に責のある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。
- ① お客様の端末機、通信機器その他当金庫の管理によらない機器の障害により本サービスが提供できなかった場合、または当金庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当金庫の管理に係る通信機器や回線もしくはコンピュータ等の障害により、本サービスの提供ができなかった場合。
  - ② 当金庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当金庫が送受信した情報に誤り、遅延欠落等が生じた場合。
  - ③ お客様における端末機の不正使用、誤操作等により正しい取扱いができなかった場合。
- (3) 公衆回線、インターネット回線等の通信経路において、当金庫が一般に相当とされる暗号処理を行ったにもかかわらず盗聴、不正アクセスがなされたことにより、お客様の対象口座におけるキャッシュカード暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当金庫に責のある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。
- (4) 本サービスに関連してお客様が被った損害について当金庫が責任を負う場合であっても、当金庫は、逸失利益、間接損害、その他特別事情に基づく損害については一切の責任を負いません。

## 11. サービス利用の停止

- (1) 本サービスを利用する機能は、当金庫所定の手続きにより当金庫本支店へ申し出ることにより停止することができます。
- (2) 当金庫に登録されているキャッシュカード暗証番号と異なるキャッシュカード暗証番号を、当金庫所定の回数以上連続して入力された場合は、お客様に対する本サービスの提供を停止します。
- (3) キャッシュカードや通帳紛失等の届出があり、当金庫が当該届出に係る所定の手続きを行った場合は、本サービスを利用することができません。
- (4) 前3項により本サービスの利用を停止した場合において、お客様が本サービスの利用を再開する場合には、当金庫所定の手続きにより当金庫に依頼するものとします。

## 12. 届出事項の変更

- お客様の氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により対象口座の開設店に届出るものとします。
- 当該届出を怠ったことにより生じた損害については、当金庫に責のある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

## 13. 通知、照会の連絡先

- (1) 当金庫がお客様に対し、本サービスに係る通知、照会、確認等を行う場合には、お客様が当金庫に届出た住所、電話番号、Eメールアドレス等を連絡先とします。
- (2) 当金庫が前項の連絡先にあてて通知、照会、確認等を行った場合は、前条の変更届出を怠る等、お客様の責に帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、これによって生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
- また、当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

## 14. 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、対象口座にかかる各種預金規定、キャッシュカード利用規定等の各規定により取扱います。

## 15. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表

示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

(3) 本規定を変更した場合は、変更以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

#### **16. サービスの変更、中止**

当金庫は、お客様の事前の承諾を得ることなく本サービスを変更、中止できるものとし、事前に相当な期間をもって店頭表示、ホームページ掲載、その他相当の方法で公表することによりお客様に告知いたします。

#### **17. 準拠法、管轄**

本規定の準拠法は日本法とします。

本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店営業部）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

(令和2年3月2日現在)